

## 軽自動車税の税率（年額）が変わりますー4月から

平成26年度税制改正により、平成27年4月1日から下記のとおり軽自動車税の税率変更が行われます。

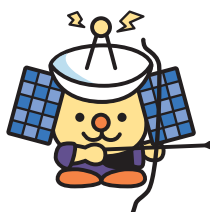
### ■ 軽自動車（二輪は除く）

種別		税率【年額】							
		平成26年度までの税額	平成27年度			平成28年度			
			平成26年度(H27.3.31)までに登録済みの車両	平成27年4月1日登録	H27.4.2以降に登録した場合	平成26年度までに登録済みで、初年度検査年月から13年目までの車両	平成27年4月1日以降新規登録車(新税額)	初年度登録から13年を経過した車両(重課税額)	
軽自動車	3輪のもので660cc以下のもの	3,100	平成26年度までと同じ	3,900	平成28年度から新税率で課税	平成26年度までと同じ	3,900	4,600	
	乗用	営業用		5,500			6,900	6,900	8,200
		自家用		7,200			10,800	10,800	12,900
	貨物用	営業用		3,000			3,800	3,800	4,500
		自家用		4,000			5,000	5,000	6,000

平成28年度からの軽自動車（四輪以上及び三輪車）の重課税について

■ 平成14年12月までに新車登録した軽自動車は、平成28年度課税から重課税額となります。

なお、重課対象となる軽自動車については、車検証の初年度検査年月欄で確認できます。



### ■ 原動機付自転車および二輪車等

種別	税率【年額】(円)		
	平成26年度	平成27年度	
原動機付自転車	50cc以下	1,000	2,000
	50cc超90cc以下	1,200	2,000
	90cc超125cc以下	1,600	2,400
	ミニカー	2,500	3,700
軽二輪	125cc超250cc以下	2,400	3,600
小型二輪	250cc超	4,000	6,000
小型特殊自動車	農耕用のもの	1,600	2,400
	その他	4,700	5,900

## 軽自動車等の確認を！

- 盗難や事故等で、存在しない原動機付自転車や軽自動車等の軽自動車税が請求されていませんか？
- 軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。  
原動機付き自転車や軽自動車等を持っていないからといって手続きをせず、
- そのまま軽自動車税を納めずにいると延滞金が発生してしまいます。必ず廃車手続きを行ってください。

### ■ 問合せ先：

軽自動車	鹿児島県軽自動車協会	☎ 050(3816)1761
軽二輪・小型二輪自動車	鹿児島運輸支局	☎ 050(5540)2089
125cc以下の原動機付自転車・ミニカー・小型特殊自動車	町役場 税務課	☎ 0994(65)8414
	町民生活課	☎ 0994(67)4511